

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ 代表執行役社長 平野 信行
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【報告義務発生日】	
【提出日】	平成31年2月19日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	
【提出形態】	
【変更報告書提出事由】	

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	カブドットコム証券株式会社
証券コード	8703
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社
住所又は本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【法人の場合】

設立年月日	昭和23年3月4日
代表者氏名	荒木 三郎
代表者役職	取締役社長
事業内容	傘下子会社及びグループの運営管理ならびにそれに付帯する業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 経営企画部 中村 知広
電話番号	03-6742-1100

第3【訂正内容】

平成31年2月19日に提出しました変更報告書No.28(報告義務発生日、平成31年2月12日)について、以下の通り訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出致します。

訂正箇所：(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約

【訂正前】

提出者は、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)との間で、2019年2月12日付けで、株主間契約書を締結しており、提出者が所有する発行者の株式の譲渡等の原則禁止を合意しております。

【訂正後】

提出者は、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)との間で、2019年2月12日付けで、株主間契約書を締結しており、提出者が所有する発行者の株式の譲渡等の原則禁止を合意しております。

なお、当該株主間契約書においては、このほか、(I)(i)発行者株式及び発行者新株予約権について、KDDI又はKDDIが完全子会社として設立する会社(以下「公開買付け」といいます。)が公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施すること、(ii)提出者は、提出者が所有する発行者株式については本公開買付けに対して応募を行わないこと、(iii)提出者及びKDDIは、発行者をして、本公開買付けの決済完了後実務上可能な限り速やかに、発行者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施させること、本株式併合により生じた1株に満たない端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する発行者株式を発行者又は公開買付けに対して売却させ、発行者又は公開買付けがこれを買受けること、(iv)発行者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けたことを条件として、提出者及び公開買付けの発行者株式の議決権保有割合を提出者51%、公開買付け49%(以下これらを総称して「最終議決権保有割合」といいます。)とするため、提出者及び公開買付けは、その保有する発行者株式の一部を譲渡することその他必要な措置を講じること、並びに、(v)本株式併合の効力発生を条件として、発行者をして、当該効力発生時点において残存する発行者新株予約権を当該新株予約権者に放棄せしめ、当該新株予約権者が発行者の役職員たる地位を喪失したことを条件として、当該新株予約権1個につき、本株式併合前の当該新株予約権の目的となる株式数に本公開買付けに係る買付け等の価格を乗じた金額から当該新株予約権の権利行使価格を控除した金額相当額を支払わせることを含め提出者及び公開買付けの発行者株式の議決権保有割合を最終議決権保有割合とするために必要な措置を講じること、並びに(II)提出者及びKDDIによる発行者の役員の指名、機関設計に関する事項について、合意しております。

但し、当該株主間契約書は、本公開買付けが不成立となった場合には、終了することとされております。

また、提出者は、発行者及びKDDIとの間で、2019年2月12日付けで、業務提携契約書を締結し、発行者は、提出者及び公開買付けの発行者株式の議決権保有割合を最終議決権保有割合とするための一連の取引を実現するための手続を、本公開買付けの

決済完了後実務上可能な限り速やかに完了することにつき、提出者及びKDDIの意向
を踏まえ、最大限協力することを合意しております。